

南和広域医療企業団院内保育所管理運営業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 趣 旨

南和広域医療企業団の職員が安心して業務に専念できる環境整備の一環として、南和広域医療企業団南奈良総合医療センター敷地内に設置した院内保育所における効率的な管理運営及び安心・安全で充実したサービスの提供を目的として、院内保育所の運営実績がある専門業者に管理運営業務を委託することとし、プロポーザル方式により業者選定を行うこととする。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

南和広域医療企業団院内保育所管理運営業務委託

(2) 管理運営委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第234条の3及び南和広域医療企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第4号に基づく長期継続契約であり、令和6年度予算の議決を条件として契約が成立するものとする。また、令和7年度以降において当該契約の金額について減額または削除があった場合、当該契約を解除することができる。

(3) 委託業務の内容

別添「南和広域医療企業団院内保育所管理運営業務委託仕様書」による。

(4) 担当部局

〒638-8551 奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1

南和広域医療企業団 事務局 総務企画課

電 話：0747-54-5000 FAX：0747-54-5020

E-mail：shomu@nanwairyou.jp

3. 委託事業者の選定方法

委託事業者の選定は、プロポーザル提出書類及びプレゼンテーションの結果等を総合的に評価し、最も評価の高かった事業者を委託候補事業者として選定する。

4. 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。
- ② 近畿府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に本社又は営業所等を有する法人等であって、認可保育施設又は認可外保育施設を運営管理（業務委託契約による管理運営も含む。）していること。
- ③ 過去2年間近畿府県において、200床以上の病院の院内保育施設を管理運営（業務委託契約による管理運営も含む。）していること。
- ④ 未成年者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者が役員となっている団体でないこと。
- ⑤ 地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づいて、更生または再生手続き等を行っている者でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。
- ⑧ 国税、地方税を滞納している団体でないこと。

5. スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 公募開始日（ホームページ掲載） | 令和5年7月18日（火） |
| (2) 参加表明書等の提出期限 | 令和5年8月1日（火） |
| (3) 質疑書の受付期限 | 令和5年8月1日（火） |
| (4) 質疑書への回答 | 令和5年8月7日（月） |

- | | |
|-----------------|--------------|
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和5年8月17日(木) |
| (6) プレゼンテーション | 令和5年8月25日(金) |
| (7) 審査結果通知 | 令和5年8月31日(木) |

6. 資料の交付

次のとおり、資料を交付する。

- (1) 交付期間
令和5年7月18日(火) から令和5年8月1日(火) まで
- (2) 交付する資料
 - ① 南和広域医療企業団院内保育所管理運営業務委託に係るプロポーザル実施要領
 - ② 参加表明書 様式1
 - ③ 会社概要 様式2
 - ④ 保育施設受託実績表 様式3
 - ⑤ 企画提案書 様式4-1、4-2、4-3
 - ⑥ 業務委託費見積書 様式5
 - ⑦ 質疑書 様式6
 - ⑧ 辞退届 様式7
 - ⑨ 南和広域医療企業団院内保育所管理運営業務委託仕様書

7. 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加する場合は、提出期日までに下記書類を提出すること。

- (1) 参加表明書等提出書類
 - ① 参加表明書 様式1
 - ② 会社概要 様式2
 - ③ 法人の登記事項全部証明書(写) (3か月以内に交付されたもの)
 - ④ 定款(写)・法人等の運営及び組織に関する書類(パンフレット可)
 - ⑤ 令和2～令和4年度収支決算書(写)
 - ⑥ 国税及び地方税の納税証明書の原本(直近事業年度)

- (2) 提出期限

令和5年8月1日(火) 午後5時まで

- (3) 提出場所

南和広域医療企業団 事務局 総務企画課

- (4) 提出部数

各1部

- (5) 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時(正午から午後1時の間を除く)まで、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

8. 質疑及び回答

質疑事項がある場合は、質疑書（様式6）により次のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和5年8月1日（火）
- ② 提出場所 前記2（4）に記載する事務局のE-mailアドレス
- ③ 提出方法 様式6「質疑書」により電子メールで提出すること。他の方法での提出分は受け付けない。なお、件名に「院内保育所プロボ質疑書の送付」と記載し、質疑書送付後に必ず当企業団担当者に電話で受信確認を行うこと。
- ④ 質問回答：質疑書に対する回答は、全ての分を取りまとめ、令和5年8月7日（月）午後5時を目途に当企業団ホームページに掲載する。なお、質疑者への個別回答は行わず、再質疑も受け付けない。また質疑への回答は仕様書の追加又は修正とみなす。

9. 企画提案書等の提出

参加表明をした者は、提出期限までに下記書類を提出すること。

（1）企画提案書等提出書類

- ① 保育施設受託実績表 様式3
- ② 企画提案書 様式4-1、4-2、4-3
- ③ 業務委託費見積書 様式5
 - ・金額は千円単位とし、消費税抜きの額を記載すること。
 - ・別紙1 管理運営委託料前提条件を基に算出すること。
 - ・提案根拠は契約時に適用するもので算出すること。

（2）提出期限

令和5年8月17日（木）午後5時まで

（3）提出場所

南和広域医療企業団 事務局 総務企画課

（4）提出部数

正1部 副6部

（5）提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時（正午から午後1時の間を除く）まで、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

10. プレゼンテーションの実施

（1）開催日

令和5年8月25日（金）

各参加者の開始予定時刻は別途通知する。

（2）開催場所

奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1

南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター1階 大会議室

（3）プレゼンテーションの内容

院内保育所の管理運営全般に関すること。

（4）プレゼンテーション予定時間

説明時間15分、プロジェクターの使用を可とする。

説明時間終了後、5分程度の質疑応答を行う。

11. 審査結果

(1) 審査結果の通知

別表「院内保育所管理運営業務委託事業者選定審査基準」に基づき評価を行い、令和5年8月31日(木)に審査結果を提案書提出事業者全員に文書で送付する。なお、審査結果の問い合わせについては一切応じない。

(2) 契約の締結交渉

プロポーザル提出書類及びプレゼンテーションの結果を総合的に評価し、最も評価の高かった事業者と本業務の委託契約締結交渉を行い、提案の内容と当企業団の意向について協議調整を行ったうえで契約締結する。ただし、その事業者が契約締結時までに前記4の各号の要件を満たしていないと判断された場合や辞退その他の理由から契約締結が不可能となった場合には、次点事業者と契約締結交渉を行うものとする。

(3) 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められる場合は、契約を締結しないものとする。

- ① 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあっては、その者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合。
- ② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合。
- ③ 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している場合。
- ④ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している場合。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した場合。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除く。)において、当企業団が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかった場合。

(4) 契約保証金

免除する。

(5) 失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 提案書等必要な書類を提出しない、または提出期限に遅れた者
- ② 提出書類に虚偽の記載をした者
- ③ プレゼンテーションの実施に遅れた者
- ④ 前記4の各号の要件を満たしていないと判断される者

12. その他

- (1) 提出書類の作成については、実施要領及び仕様書を参考にすること。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (3) 提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。

- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類の受領後の差替えは認めない。
- (6) 提出された書類は南和広域医療企業団情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (7) 提出された書類について、本提案以外の目的で、提案者に無断で使用しない。
- (8) プロポーザルの参加者数、選定結果及び評価の概要は公表することがある。